

最終処分場の放流水の水質分析結果（年1回）

項目（単位）		調査地点	雄武町最終処分場 放流水	排水基準 ¹⁾
調査時の記録事項		採取年月日	令和7年9月10日	
		採取時刻	10時45分	
		天候	晴れ	
		気温	(°C) 18.5	
		水温	(°C) 8.5	
測定項目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/l)	1.0 未満	5 以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/l)	1.0 未満	30 以下
	フェノール類含有量	(mg/l)	0.5 未満	5 以下
	銅含有量	(mg/l)	0.05 未満	3 以下
	亜鉛含有量	(mg/l)	0.01 未満	2 以下
	溶解性鉄含有量	(mg/l)	0.05 未満	10 以下
	溶解性マンガン含有量	(mg/l)	0.05 未満	10 以下
	クロム含有量	(mg/l)	0.05 未満	2 以下
	大腸菌群数（特定酵素基質培地法）	(CFU/mL)	1 未満	800 以下
	窒素含有量	(mg/l)	5.2	120 以下
	燐含有量	(mg/l)	0.13	16 以下
	カドミウム及びその化合物	(mg/l)	0.0003 未満	0.03 以下
	シアン化合物	(mg/l)	0.1 未満	1 以下
	有機燐化合物	(mg/l)	0.1 未満	1 以下
	鉛及びその化合物	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	六価クロム化合物	(mg/l)	0.005 未満	0.5 以下
	砒素及びその化合物	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/l)	0.0005 未満	0.005 以下
	アルキル水銀化合物	(mg/l)	不検出	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/l)	0.0005 未満	0.003 以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.002 未満	0.2 以下
	四塩化炭素	(mg/l)	0.0002 未満	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.0004 未満	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.01 未満	1 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.004 未満	0.4 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/l)	0.1 未満	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.0006 未満	0.06 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.0002 未満	0.02 以下
	チウラム	(mg/l)	0.0006 未満	0.06 以下
	シマジン	(mg/l)	0.0003 未満	0.03 以下
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.0003 未満	0.2 以下
	ベンゼン	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	セレン及びその化合物	(mg/l)	0.001 未満	0.1 以下
	ほう素及びその化合物	(mg/l)	0.1 未満	50 以下
	ふつ素及びその化合物	(mg/l)	0.08 未満	15 以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/l)	5.0	200 以下
	1, 4-ジオキサン	(mg/l)	0.005 未満	0.5 以下
	ダイオキシン類 ²⁾	(pg-TEQ/l)	0.00028	10 以下

1) 排水基準は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)における「排水基準」を適用した。ただし、ダイオキシン類に適用した「排水基準」は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年1月14日 総理府・厚生省令 第2号)のことである。

2) ダイオキシン類については、毒性等量はWHO-TEF(2006)に基づいて算出し、検出下限値以上の数値はそのまま、検出下限値未満の数値は0として算出した値である。